



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月13日金曜日 第693号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……………（税務課） ……94
- 指定自立支援医療機関の指定……………（健康増進課） ……95
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）……………（経営支援課） ……95
- 地籍調査事業計画の公表……………（農政課） ……96
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備課） ……96
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更……………（会計課） ……96
- 道路の区域変更（県道四国カルスト公園縦断線）……………（南予地方局西予土木事務所） ……97

公 告

- 争議行為の通知の公表……………（労政雇用課） ……97
- 技能検定の合格者……………（ ） ……97
- 運転免許証作成システムの賃貸借契約及び運転免許証等消耗品代（1枚当たり）の単価契約……………（警察本部会計課） ……104

監 査 公 表

- 監査結果に基づく措置の公表……………（監査事務局） ……105

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
株式会社いよぎんコンピュータサービス	愛媛県松山市高砂町二丁目2番5号	県税及びその他税外公金の収納事務	令和7年11月21日	令和7年11月21日	令和8年4月1日から令和9年3月31日（ただし、期間満了前3か月前までに別段の意思表示がないときは、さらに1年間有効とし、以後もこの例による。）
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 日本橋日銀通りビル5階	同上	同上	同上	同上
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	同上	同上	同上	同上
株式会社セイコマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	同上	同上	同上	同上
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	同上	同上	同上	同上
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上	同上	同上	同上
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上	同上	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオンタワー13階	同上	同上	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上	同上	同上

株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上	同上	同上
----------	------------------	----	----	----	----

○愛媛県告示第162号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
株式会社結	松山市祝谷二丁目2番31号	代表取締役 谷川 寿 美	訪問看護ステーション青い鳥	松山市祝谷二丁目2番31号	精神通院医療	令和8年2月1日	

○愛媛県告示第163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
セブンスター石手店	松山市石手一丁目甲260番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名	株式会社セブンスター 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 泰 ほか4者	株式会社セブンスター 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 泰 ほか4者	令和7年4月1日 ほか	令和8年2月27日
セブンスター別府店	松山市別府町527番 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか2者	株式会社セブンスター ほか2者	令和7年5月31日 ほか	令和8年2月27日
セブンスター三津店	松山市会津町7番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び代表者の氏名	株式会社セブンスター 代表取締役 玉置 泰 ほか7者	株式会社セブンスター 代表取締役 玉置 泰 ほか7者	令和4年6月29日 ほか	令和8年2月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第164号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 日
セブンスター重信店	東温市志津川171番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セブンスター 代表取締役 玉置 泰 ほか2者	株式会社セブンスター 代表取締役 玉置 泰 ほか2者	令和3年 3月31日	令和8年 2月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第165号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和7年度の事業計画を、令和8年3月13日次のとおり定めた。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要	
松 山 市	三津浜地区（その2）	令和8年3月31日まで	地籍調査（概況調査）	
	菅沢地区及び神次郎地区の一部	令和9年3月31日まで	地籍調査	
	太山寺地区	〃	〃	
	安城寺地区（北部）	〃	〃	
今 治 市	泉川町2丁目等3単位区域	令和8年3月31日まで	地籍調査	
	南宝来町1丁目等1単位区域	〃	〃	
	片山4丁目等1単位区域	〃	〃	
	常盤町4丁目等3単位区域	〃	〃	
大新田町1丁目等5単位区域	大新田町1丁目等5単位区域	令和9年3月31日まで	〃（概況調査）	
	宇 和 島 市	上畑地の第2	令和9年3月31日まで	地籍調査
		住吉町1丁目等4単位区域	〃	〃
上畑地の第3	上畑地の第3	〃	〃	
	築地町2丁目等4単位区域	〃	〃	
新居浜市	泉池町、中須賀町一丁目、西原町一丁目	令和8年3月31日まで	地籍調査（概況調査）	

大 洲 市	北新町	令和9年3月31日まで	〃（概況調査）
	江口町	〃	〃（概況調査）
	菅田第11計画区	令和9年3月31日まで	地籍調査
	宇津第11計画区	〃	〃

○愛媛県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業今治公共下水道（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

昭和27年4月2日から

令和12年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県今治市天保山町四丁目、北浜町、天保山町二丁目、東鳥生町五丁目、天保山町五丁目、大新田町三丁目、東鳥生町四丁目、矢田、高橋、高地町一丁目、阿方、東村四丁目、桜井一丁目の事業地に郷桜井四丁目を加える。

(2) 使用の部分

愛媛県今治市天保山町四丁目から東鳥生町五丁目までの区間内、及び天保山町二丁目から天保山町四丁目までの区間内

○愛媛県告示第167号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
今第 29号	今治市伯方町木浦甲1681番地第 2	指定金融機関 伊予銀行伯方支店	売りさばき人住所 今治市伯方町木浦甲1213番地8 売りさばき所 今治市伯方町木浦甲1213番地8	売りさばき人住所 今治市伯方町木浦甲1681番地第2 売りさばき所 今治市伯方町木浦甲1681番地第2	令和8年 3月23日

○愛媛県告示第168号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	四国カルスト公園縦断線	西予市野村町大野ヶ原371番から 同町大野ヶ原371番まで	旧	メートル 6.6~17.0	キロメートル 0.588	
		西予市野村町大野ヶ原371番から 同町大野ヶ原371番まで	新	8.5~46.2	0.586	
〃	〃	西予市野村町大野ヶ原590番から 同町大野ヶ原590番まで	旧	10.2~28.5	0.146	
		西予市野村町大野ヶ原592番3から 同町大野ヶ原592番3まで	新	16.1~45.5	0.145	
〃	〃	上浮穴郡久万高原町西谷7236番から 西予市野村町大野ヶ原588番3まで	旧	7.8~19.1	0.140	
		上浮穴郡久万高原町西谷7236番から 西予市野村町大野ヶ原588番3まで	新	11.5~49.6	0.125	

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長松岡孝典から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和8年2月27日あったので公表する。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2026年度賃金引上げ・その他に関する事項
- 2 日時 2026年3月28日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38

医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和7年12月24日から令和8年2月15日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3級

受 検 番 号
B 2

機械加工

特級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	B 1

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 7	A甲 9

工場板金（機械板金作業）

1級

受 検 番 号
C 1

機械検査（機械検査作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 7	A甲 8	A甲 10	A甲 11

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12
A甲 14	A甲 15	A甲 16	A甲 17	A甲 18	A甲 19
A甲 20	A甲 21	A甲 22	A甲 23		

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 9
A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13	A甲 14	A甲 15
A甲 16	B 1				

シーケンス制御（シーケンス制御作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3	C 4

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 5	A甲 7	C 2

3級

受 検 番 号
A甲 1

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 4	A甲 5

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 6	C 1	C 2

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

1級

受 検 番 号
A甲 1

2級

受 検 番 号
A甲 1

建設機械整備

特級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 4

農業機械整備（農業機械整備作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 7	A甲 2 A甲 8	A甲 3 B 1	A甲 4 C 2	A甲 5	A甲 6

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 9 C 5	A甲 2 A甲 10 C 6	A甲 3 A甲 11 C 7	A甲 4 B 1 C 8	A甲 5 C 2	A甲 8 C 3

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	B 1	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6	C 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 5

家具製作（家具手加工作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 11	A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 7	A甲 9

石材施工（石材加工作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

パン製造（パン製造作業）

1級

受 検 番 号
C 1

2級

受 検 番 号
A甲 1

建築大工（大工工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A甲 9	C 2	C 3	C 4	C 5

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	B 1	C 1	C 2

配管（建築配管作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 4	A甲 6	A甲 7

2級

受 検 番 号
A甲 8

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 7	A甲 8
A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 13	A甲 14	A甲 17
A甲 19	A甲 20	A甲 22	A甲 23	A甲 24	A甲 25
A甲 27	A甲 28	A甲 29	A甲 31	B 1	C 1
C 2					

型枠施工（型枠工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 5	A甲 6	A甲 7	B 1
C 1	C 2	C 4			

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 8	A甲 2 A甲 9	A甲 3 A甲 10	A甲 4 A甲 11	A甲 5 C 1	A甲 7

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1級

受 検 番 号
C 3

2級

受 検 番 号
C 1

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 B 3	A甲 2 B 4	A甲 3	A甲 4	B 1	B 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2 A甲 10 A甲 16 A甲 22	A甲 3 A甲 11 A甲 17 A甲 23	A甲 4 A甲 12 A甲 18 A甲 24	A甲 5 A甲 13 A甲 19 A甲 25	A甲 6 A甲 14 A甲 20 A甲 26	A甲 7 A甲 15 A甲 21

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 4	A甲 5	C 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1級

受 検 番 号
D 1

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	C 1

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

1級

受 検 番 号
A甲 1

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 5	B 2	C 1

2級

受 検 番 号
A甲 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1級

受 検 番 号
D 1

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2

ガラス施工（ガラス工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	C 1	C 2	C 3

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

2級

受 検 番 号
A甲 2

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 C 3	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 9	C 1	C 3	C 8	C 12

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A甲 8	A甲 9	C 1

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 5	A甲 6	B 2

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	C 1

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

運転免許証作成システムの賃貸借契約及び運転免許証等消耗品代（1枚当たり）の単価契約

- (2) 借入物品名及び数量
運転免許証作成システムの借入れ及び運転免許証等消耗品代一式
- (3) 契約の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 契約期間
令和9年1月1日から令和14年12月31日までの間
- (5) 納入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金及び運転免許証等消耗品代の総価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和8・9・10年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る保守及び点検等（消耗品の供給を含む）の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の様子の策定に直接関与していない者であること。
 - (5) 開札日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中ではない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部会計課調度係
〒790-8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934-0110 内線 (2231)
 - (2) 入札書の受領期限
令和8年5月11日（月）午後1時30分
 - (3) 入札説明書の交付方法
ア 交付場所
(1)に掲げる場所で交付する。
イ 交付時期
公告の日から令和8年4月7日（火）午後5時15分まで
 - (4) 開札の日時及び場所
令和8年5月11日（月）午後1時30分
愛媛県警察本部 2階 聴聞室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 契約の成立
当該入札は、令和8年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Driver's license issuing system, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 11, May, 2026
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL 089-934-0110

監査公表

○公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月13日

愛媛県監査委員 高田 健 司
同 大石 豪
同 高石 淳
同 帽子 大 輔

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
財 産 活 用 推 進 課	令和7年8月27日

(監査の結果)

職員が議事堂地下駐車場のカーリフトを使用して車高の高い公用車を出庫する際に、公用車の上部がカーリフトの出入口上部に接触して公用車を毀損する事故が発生（1件）し、県に多額の損害（592,689円）を与えたことから、職員に注意を喚起し再発防止を徹底されたい。

(措置の内容)

事故後、速やかに、議事堂地下駐車場におけるカーリフト出入口の左側壁面に注意喚起表示「背高車（セレナ、エクسفアエア等）はスロープから出ること！！」を設置し、視認性を高めるとともに、議事堂地下駐車場のスロープ出入口上部の吊り標識「通行禁止（下り専用）」及び天井吊り標識2箇所「出口（利用制限時刻 午後5時15分まで）」を撤去し、再発防止を行った。

また、議事堂地下1階及び議事堂1階のスロープ出入口に注意喚起表示「離合注意！！（上り優先）」を設置し、スロープ内での事故を防止した（事故前からスロープ内にカーブミラー設置済）。

和7年8月12日に正規運賃を支払い、出張者には過年度支出として令和7年8月29日に旅費支給を行った。当課では、フェリー回数券を使用する際、利用者と保管者2名以上が有効期限を確認するほか、フェリー回数券の有効期限を受払簿及び発券簿冊に明示することを周知徹底するとともに、月末に利用枚数を確認するなど、再発防止に努めている。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局建設部	令和7年7月25日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生（4件）し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員に対して交通法規の遵守及び交通事故防止についての注意喚起を行っているが、新たに、毎日の朝礼時にも、交通安全のルールとマナーの遵守を呼び掛けるなど、安全運転の徹底を一層促し、交通事故の防止に努めた。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局建設部	令和7年7月22日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生（4件）し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員に対して機会あるごとに交通法規の遵守、交通事故防止の注意喚起を行っている。

しかしながら、事故が4件発生していることを重く受け止め、事故発生以降、朝礼や公用車の使用前後等あらゆる機会を捉えて、所属職員に対し、安全運転の励行や乗車前後の点検の徹底を指導するとともに、令和6年度に周知した損傷事例の多いアンテナの使用方法についても注意喚起を行うなど、事故の再発防止に取り組んだ。

さらに、監査の結果を受けて、改めて交通事故防止や公用車の適正使用について通知及び注意喚起を行った。

（R7. 10. 31「交通事故等の防止について」、R7. 12. 4「綱紀の保持及び服務規律の確保について」）

今後も、安全運転の徹底及び交通事故防止におお一層努めることとしたい。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局大洲土木事務所	令和7年7月16日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生（3件）し、当該車両及び相手方工作物の毀損があったほか、県に多額の損害（1,031,135円）を与えた。

監査対象機関

監査年月日

企業立地課 令和7年9月5日

(監査の結果)

企業誘致広報ツールリニューアル業務委託契約について、予算編成時と業務内容に大幅な変更があったにもかかわらず、予算額に基づいて予定価格を設定しており、設定方法が不適正であった。

(措置の内容)

当該事案は、予算編成時に想定していた業務内容に変更が生じたにもかかわらず、変更後の内容に基づく再積算を行わず、実際の業務内容を反映していない状態で事業執行を行ったことから、本監査結果を重く受け止め、発生原因を分析した結果、

- ①予算内であれば問題ないという誤った判断
- ②参考見積の再徴取や適正価格算出プロセスの省略
- ③積算根拠の妥当性を確認するチェック機能の形骸化が判明した。

そのため、再発防止策として、予定価格を設定する決裁時に係長・管理職による積算根拠の確認を徹底するとともに、全職員を対象に「予定価格の設定及び契約事務の適正化について」をテーマとした職場研修を実施し、会計規則等の基本的な規定内容の再確認、不適切な事務処理が発生した原因についての分析結果を報告したうえで、予算額と予定価格の明確な区別と実勢価格に基づく適正な積算を重点事項とし、仕様変更時には必ず変更後の仕様を反映した参考見積を再徴取し適正な予定価格を設定するよう周知徹底するなど、組織全体の意識改革を促進することにより事務処理の適正化を図り、公正な競争と公金の適正な執行の確保に努めている。

監査対象機関

監査年月日

中予地方局農林水産振興部 令和7年7月25日

(監査の結果)

公用車による出張に当たり、あらかじめ公費で購入したフェリー乗船用の車両回数券を出張する職員に使用させているが、有効期限を超過して使用している事例が2件認められたので、適切な改善措置を講じられたい。

(措置の内容)

有効期限を超過したフェリー回数券を使用したことにより、フェリー運営会社に対し乗船運賃の未払いが発生していることから、出張者が令

(措置の内容)

職員が公用車を運転することが非常に多い職場であるため、平素から機会あるごとに、職員に対し交通法規の遵守と交通事故の未然防止に努めるよう注意喚起を行っているところであるが、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努める。

また、交通事故防止に努めるため、大洲土木事務所安全衛生委員会において大洲警察署職員による安全運転講習を開催し、安全運転管理を徹底した。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予地方局八幡浜土木事務所

令和7年7月16日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生（3件）し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員に対して交通法規を遵守するよう指導しているところである。
また、事故発生時には当該職員に交通事故再発防止を改めて指導するとともに、管理職から全職員に交通事故防止の注意喚起を行った。
なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努める。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予地方局西予土木事務所

令和7年7月16日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生（4件）し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

日頃から機会あるごとに交通事故の防止及び交通法令の遵守について、全庁的なリスク管理等の文書を活用し、全職員に注意喚起を行っている。事故が発生した際には、朝礼で改めて所属長から全職員に交通事故防止に関する指導を行った。
再発防止のため、公用車使用前後に運転手以外による車両状況の確認を徹底し、公用車の適切な維持管理に努めているほか、新たに、公用車使用前のアルコールチェックの際に、管理職から安全運転に努めるよう声掛けを行うことを徹底した。
公用車を運転する機会が多い職場であるため、引き続き、安全運転の徹底及び交通事故の防止について注意喚起を行い、事故防止に努める。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

福祉総合支援センター

令和7年5月16日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生（3件）し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

安全運転の励行と交通法規の遵守及び事故の未然防止の徹底につい

て、朝礼や職場研修により各管理職から注意喚起を行い再発防止を図っているが、改めて回覧板にて職員への注意喚起を行うほか、出張時にもその都度声掛けを行い、一層の徹底を図っている。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

農林水産研究所（畜産研究センター）

令和7年5月14日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害（1,240,460円）を与えた。

(措置の内容)

事故発生翌日の令和6年7月24日（水）及び29日（月）の約1時間、全職員を対象として、管理職から事故の概要を説明のうえ、今後の予防策として公用車の運転前に実施し、記入している「公用車点検・整備表兼エコドライブチェックリスト」に「荷積固定等」という項目を追加し、必ず積荷や帆等の固定が確実であることの確認を徹底するよう指示するとともに、人事課から令和6年5月に発出された（「飲酒運転」及び「交通事故」の防止）を配布し、危険予測による事故の未然防止、安全運転の励行及び交通関係法令の遵守について注意喚起を行い、再発防止に努めた。
また、今回の事故の原因となった軽トラックの帆及び帆掛けフレームについては撤去のうえ使用しないことでリスク低減を図ることとした。
さらに、令和7年4月1日（火）にも人事異動に伴い、上記内容を含む交通安全講習を実施した。現在、定期的に行っている朝礼等における管理職からの注意喚起に加え、次年度以降も同内容を踏まえた交通安全講習を継続実施するように予定している。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

警 察 本 部

令和7年8月22日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生（6件）し、当該車両、相手方車両及び相手方工作物の毀損があった。

(措置の内容)

職員の警察車両による交通事故については、次の施策により交通事故防止を図っている。
1 職員による交通事故の多くが静止物への接触による物損事故となっていることから、警務部教養課教養・運転指導係により、
○ 初任科生に対する運転教養及び二輪車運転指導・検定の実施
○ 専門知識を有する職員による交通事故防止教養等の実施
○ 警察車両運転技能検定受検者に対する教養・訓練の実施
○ 交通事故を惹起した職員に対する教養・実技講習の実施
○ 交通事故発生状況と特徴の分析に基づく定期的な教養資料の作成・発出
等の交通事故防止対策を繰り返し実施している。
2 また、上記対策に加え、各所属で指名された安全運転指導者を対象とした講習会を開催し、具体的指導要領や交通安全知見に関する教養を実施することにより安全運転指導体制の強化を図っている。
同講習を受講した各所属の安全運転指導者は、教養課教養・運転指

導係と連携しながら、

- 運転技術の未熟な若手職員を対象とした運転訓練
 - KYT（危険予測トレーニング）動画を使用した教養
 - 事故惹起者に対する面接教養・運転訓練・同乗指導等の早期実施等、所属の実情に応じて、職員一人一人の交通事故防止に向けた意識及び運転時の緊張感を扶植させる事故防止対策を実施している。
- 3 さらに、愛媛県警察車両運転技能検定制度の運用について見直しを行い、従来は交通事故を惹起した職員に対して警察車両運転技能再検定を実施していたところ、令和6年度末から、危険性の高い重大な交通事故等を発生させた場合は、職員の警察車両運転資格を取消するとともに、資格の再取得までの欠格期間を設定することにより、警察車両の運転をするに足る技能・資質を真に有しているか厳格な見極めを行うこととしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
四 国 中 央 警 察 署	令和7年2月20日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生（2件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害（2,801,251円）を与えた。	
(措置の内容) 職員の警察車両による交通事故については、次の施策で事故防止を図っている。	
1 交通事故防止教養の実施 朝礼、定例研修会、署内教養資料「漸進」を通じ、副署長等が過去に発生した交通事故の原因等について他山の石として説明し、今後、同様の事故を起こさないよう事故防止方策について具体的に指示している。	
2 地域課員への実践的教養の実施 新たな措置として、運転の機会が多い地域課員に、教習所等で事故防止について実践的に教養を行っている。今後も、計画的に実施していく予定である。	
3 新任警察官を対象とした運転訓練等 交通課員指導のもと新任警察官に対し、車両の特性及び整備の重要性の教養並びに制動及びスラロームの運転訓練を実施している。今後も、新任警察官配置時には、運転訓練を実施する。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 西 警 察 署	令和7年2月25日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。	
(措置の内容) 職員の警察車両による交通事故については、次の施策により事故防止を図っている。	
1 交通事故防止教養の徹底 朝礼、定例研修会、電子回覧等を通じ、幹部職員が気候や天気、過	

- 去の交通事故原因等、具体的な交通事故防止について指示している。また、新たな措置として、視聴覚教材を活用した交通事故防止教養を実施する予定である。
- 2 事故を起こした職員に対する教養の実施
幹部面接、実技指導、小集団討論会等により交通事故防止対策を実施するとともに、警察本部教養課が運転免許センターで実施する交通事故防止研修会に参加させ、車両運転の実技や映像視聴をすることにより再発防止を図っている。
- 3 若手職員を対象とした運転訓練等
警察学校を卒業し配属された若手警察官に対し、二輪車の特性や整備の重要性の教養、制動やスラロームの運転訓練を実施している。また、若手警察官を対象とした警察本部教養課員による安全運転訓練を実施している。
- 4 職員への意識付け
朝礼時において、署員による「交通事故防止」「ヒヤリハット体験」をテーマにしたスピーチを実施し、交通事故防止に対する意識付けを行っている。
- 5 車両点検の徹底
毎朝、車両の点検を実施し、正常な状態で安全に運転ができるようにしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 南 警 察 署	令和7年2月19日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。	
(措置の内容) 職員による警察車両の交通事故防止対策については、警察本部教養課が実施するものを含め、次の諸対策を実施しており、今後も、署の状況を可視化した身につまされる教養や運転実践教養を実施し、職員の意識及び運転技能を向上させることにより、交通事故防止を図っていく。	
1 交通事故防止教養の徹底 朝礼、幹部会議、研修会等あらゆる機会を捉え、	
○ GW、梅雨、夏季等の季節特有の交通事故発生状況及び事故防止教養	
○ 検挙、緊急走行時等の警察特有の形態を捉えた注意喚起	
○ 公私を問わない防衛運転の指示 等、所長をはじめ副署長、交通課長等が、職員に対し交通事故の再発防止教養を継続して実施している。	
また、今年度初めての施策として、	
○ 交通課上席係長による、当署の交通事故発生に係る現状や生の声を交えたパワーポイントを活用した事故防止教養を、全署員に3日間で実施した。	
2 若手職員に対する公用二輪車の走行運転訓練の実施 若手職員に対する交通事故防止対策として、当署駐車場で警察本部教養課による公用二輪車走行訓練を実施した。	
対象は、初任補修科卒業後、専務実習を終え地域業務に復帰する実践実習生であり、長期間運転する機会がなかった同職員に対し、本格的な勤務再開前に再度実践走行を含めた教養を実施することで、事故防止の意識及び技術の向上を図った。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 警 察 署	令和7年2月25日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生（3件）し、当該車両及び相手方工作物の毀損（うち公用車1台は廃車予定）があった。	
(措置の内容) 職員の交通事故防止対策は、警察本部による教養をはじめとして、警察署においても、あらゆる機会を捉えて署員への教養等を実施し、新たな運転訓練を取り入れるなど、事故防止を図っている。	
1 交通事故防止教養の実施 定例研修会、朝礼等において、職員の交通事故発生状況を踏まえた具体的な交通事故防止教養を行うとともに、交通事故防止の運転5則の遵守等、基本に徹した交通事故防止の徹底について指導・教養を行った。	
2 地域警察官に対する交通事故防止教養の実施 公用車両事故を教訓として、法令を遵守した運転、安全確認の徹底、運転技術を過信しないこと等について交通事故防止教養を実施し、安全意識の向上を図った。	
3 教養資料の作成 交通事故防止の運転5則を含む各種事故防止5則等を掲載するなど、公用車運転時等における交通事故防止に係る意識の醸成を図った。	
4 交通事故防止実践訓練の実施（新規） 運転技術が未熟な若手警察官を対象とした二輪車実践訓練及び全署員を対象とした四輪車実践訓練を実施し、路面状況に応じた運転技術の向上や狭路における四輪車の運転技術向上を図った。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
愛 南 警 察 署	令和7年2月25日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生（3件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害（790,280円）を与えた。	
(措置の内容) 当署では、日頃から各種事故防止対策を行っているが、今回の交通事故（3件）の発生を受け、更なる再発防止策として、	
1 朝礼、幹部会議等における交通事故防止教養の実施	
2 対象職員に対する幹部面接及び実技指導の実施	
3 事故防止をテーマとした小集団検討会の開催	
4 対象職員による事故防止方策（レポート）の提出 を速やかに実施し、再発防止に努めた結果、それ以降同種事案の発生はない。	
また、新しい施策として、署員に聞き取りをしたところ、車両点検を正しく行えていない職員が一定数いることが判明したことから、署の安全運転指導者である交通上席係長らが中心となって車両点検の実施要領を署員に対して指導し、安全運転及び交通事故防止の意識付けに取り組んだ。	
なお、当署では、今後も各種交通事故防止対策を継続して実施し、職員の交通事故の絶無を図っていく。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	令和7年6月11日
発 電 工 水 課	令和7年6月11日
県 立 病 院 課	令和7年6月11日
(監査の結果)	
1 工業用水道事業 (1) 西条地区工業用水道事業については、長期借入金185億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、今後は、既受水企業等の動向把握や売水促進活動を更に強化するとともに、企業立地の促進支援等による新たな水需要の開拓に一層努めるほか、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。	
2 病院事業 (1) 令和6年度には看護師採用試験を4回実施したほか、看護師養成校への働きかけを強化するなど、受験者の増加と就職辞退者の減少に取り組むとともに、臨床心理士を新たに配置してメンタル面でのサポートを強化するなど離職防止対策にも取り組んでいるが、依然として看護師不足は深刻な状況が続いていることから、今後とも看護師確保対策の強化に努められたい。 (2) 国の新型コロナウイルス感染症対策としての空床確保が終了したことや経営努力などにより、当年度の入院患者数は増加したものの患者数がコロナ前の水準まで回復せず収入が伸び悩んでいることに加え、急激な物価高騰などで支出が大幅に増加したことから、令和6年度の決算において、経常損失については、前年度の32億8,294万円を10億4,507万円上回る43億2,801万円を計上し、純損失については、前年度の33億873万円を10億1,782万円上回る43億2,655万円となるなど、過去最大の赤字が発生しており、一段と厳しい経営状況となっている。 また、累積欠損金は240億円に上り、企業債300億円や一般会計等からの長期借入金102億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、令和7年度当初予算では、初めて赤字を前提とした予算編成となった。 県立病院は本県の地域医療構想に基づく地域の中核病院であり、今後も継続して高度で良質な医療の安定的な供給の確保が期待されることから、医師、看護師等の確保と診療科の維持に引き続き取り組むとともに、財政健全化により一層努められたい。 なお、病院事業を取り巻く環境は、人件費上昇や急激な物価高騰、医師や看護師の不足などがさらに深刻化すると見込まれることから、一般会計に与える財政的影響も踏まえ、速やかに「第2次愛媛県立病院中期経営戦略」の見直しが必要と思われるが、見直しに当たっては、外部有識者の活用も視野に、将来の赤字解消に向けた取組の更なる強化策を検討されたい。	
(措置の内容)	
1 工業用水道事業 (1) 西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、県や地元市の企業立地所管部署とも連携した「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところであり、今後も事業が安定的に継続できるよう取り組んでまいりたい。	

2 病院事業

(1) 県立病院が県民医療の最後の砦として、引き続き、質の高い医療提供体制を確保していくためには、看護師の確保対策が不可欠であることから、看護師養成校への働きかけの強化や採用試験制度の見直しに加え、県立病院の働き甲斐や働きやすさなどに対する認知拡大に向けた情報発信の強化に取り組み、受験者の増加を図るとともに、採用試験合格者向けの交流会を開催して、就職に関する不安を払拭するなど、就職辞退者の減少にも取り組んでいる。

また、外部の臨床心理士によるカウンセリングなどメンタル面でのサポートを強化するほか、あらゆる世代が夜勤負担を分担できるような夜勤制度の見直しや、薬剤師などの医療スタッフへのタスクシフトによる業務負担の軽減など、職場全体で業務負担を分担し、仕事と家庭生活を両立できる働きやすい職場づくりにも取り組んでいるところであり、採用者の増加と離職者の防止の両面から、看護師の確保に取り組むこととしている。

(2) 県立病院では、県民医療最後の砦として、救命救急や周産期医療など、採算性等から民間では対応が困難な政策的医療を担っており、これまでも国の基準等に基づき、政策的医療等に対する一般会計からの繰出しを受けながら、公共性と経済性の両立に向け、経営努力を続けているが、公定価格である診療報酬で経営していることから、物価や賃金の大幅な上昇等を他に転嫁できず、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような中、県立病院では、第2次愛媛県立病院中期経営戦略（令和3年度～9年度）を踏まえ、今年度設置した「経営改革本部」を中心に、政策的医療の維持はもとより、これからも各地域の医療ニーズにしっかりと応えていくことができるよう、外部有識者の知見も活用しながら収支改善に取り組んでおり、収益の増加に向けては、看護師の確保を最優先に取り組み、稼働病床数を増やすことで、受入可能な入院患者数を回復させるとともに、これまで以上に地域の医療機関との連携を強化し、紹介患者の確保を図っている。加えて、コロナ禍による病床確保のため短縮していた在院日数の適正化を図り、患者の身体的負担の軽減と収益の確保を図るとともに、公営企業が独自に定めることのできる検査料や駐車料金等の見直しにより受益者に応分の負担を求めたところ。さらに、費用面についても、物価が急激に高騰している中、医薬品・診療材料の調達コスト削減や光熱水費等の経費節減、委託業務の見直しなど、現場目線での改善を進めているものの、政策的医療の赤字は拡大していることから、その維持を図るため、一般会計からの繰出しを増額する予算案を計上させていただいたところ。

このため、県立病院の経営は、一般会計からの多額の繰出しがなければ成り立たない危機的な状況にあることを全職員が改めて共有し、医師や看護師などの人的資源が限られる中であっても、赤字の縮小に向け、病床稼働率の向上をはじめできる限りの収支改善に取り組むこととしている。また、県立病院の抜本的な経営改善のためには、診療報酬制度の見直しや地方財政措置の拡充が必要不可欠であることから、今後とも、経営の安定化に向けた国の対応を強く求めてまいりたい。

(監査の結果)

歯科用不要金属の売却に関して事業者から提出された一連の参考見積（2件）の合計金額が30万円以上（個々の参考見積はいずれも30万円未満）であったことから、これを1件の事案にまとめて2人以上の者から見積書を徴すべきところ、誤って個々の参考見積に基づいて同一の事業者1者から見積書を徴して随意契約を行っており、契約事務の透明性及び競争性を著しく欠いていた。

(措置の内容)

指摘事例においては、歯科用不要金属が多かったため、含有金属の調査等を依頼している事業者の回収容器に一度に入りきらず、2日にわたって持ち帰ることとなったが、このことについて歯科と事務局の間で情報共有がされておらず、事務局では、2日にわたって別々に提出された参考見積それぞれに基づいて契約手続きを行ったものであり、不適切な取扱いであった。

このため、今後、不要金属等の売却に当たっては、歯科など院内の各担当部署と事務局との連携、情報共有を徹底し、適切な契約事務が行われるよう、課内職員に文書及び口頭で指導するとともに、院内医療従事者に対し、契約事務案件においては、早期に事務局職員と情報共有を図り、指摘のとおり透明性及び競争性に留意した適切な契約事務及び再発防止を徹底するよう院内に周知を図った。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 央 病 院	令 和 7 年 6 月 11 日